

議第四百四十六号

指定管理者の指定について

岐阜県先端科学技術体験センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第三条の二第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

一 指定管理者となる団体 トータルメディア中電クラブビス科学サービス

構成員

東京都千代田区紀尾井町三番二三号

株式会社トータルメディア開発研究所

愛知県名古屋市中区栄二丁目二番五号

中電クラブビス株式会社

二 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

